学校司書に求められる職務・資質能力等に対する 教育委員会の認識:

文部科学省の「学校司書のモデルカリキュラム」 通知後の 調査結果から

> 安藤 友張・伊藤 真理・野口 武悟 (実践女子大学) (愛知淑徳大学) (専修大学)

1. はじめに

2014年の学校図書館法の一部改正によって、学校司書の法的位置付けが明確になった(学校図書館法第6条「専ら学校図書館の職務に従事する職員」)。しかし、学校司書という新しい国家資格の創設は見送られた。その代わりに「学校司書のモデルカリキュラム」(以下、モデルカリキュラム)に示された科目群を履修し、受講者は履修証明書を得るというシステムとなったり。このモデルカリキュラムは、2016年11月に文部科学省初等中等教育局長名で全国の各地方自治体及び各大学宛に通知された。それを受けてモデルカリキュラムによる学校司書養成が一部の大学・短期大学において開始された。ただし、国家資格ではないため、文部科学省への届出が義務ではない。所管の行政機関による確認2)が行われないため、開講大学におけるモデルカリキュラムに基づく養成教育の質保証が重要となる。それは各大学における自主的・自律的な内部質保証3の必要性を意味している。内部質保証は、2016年3月、全国の各大学等宛に文部科学省高等教育局長名によって出された通知4)において、認証評価基準における重点評価項目として位置付けられた。

近年、内部質保証と併せて、大学における学修成果の可視化の取り組みも始まっている(以下、引用部分以外では「学修」「学修成果」「学修者」と表記)5)。中央教育審議会の答申『学士課程教育の構築に向けて』(2008年)では、「学修成果」について以下のように定義されている。「プログラムやコースなど、一定の学習期間終了時に、学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を言明したもの。「学習成果」は、多くの場合、学習者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学習者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない」6)。

さらに、中央教育審議会大学分科会による『教学マネジメント指針』(2020年)では、「学修目標」の具体化に関して以下のように述べられている。「教育の質保証に向けた個々の取組の基点となる各学位プログラムの「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生

の資質・能力を保証するものとして機能すべく、明確かつ具体的に定められることが必要である」⁷⁾。 各大学は抽象的な教育理念・教育目標ではなく、具体的に記述された学修目標の設定が求められる。 学生の就職先となる多様なステークホルダー(企業、地方自治体、学校法人等)に対する説明責任 を大学が果たすためには、学修成果の評価基準(評価指標)を公表することも必要となる。例えば、 評価尺度及び学修者の行動(パフォーマンス)の記述で構成されるルーブリックを作成することに より、授業担当者による客観的な成績評価を担保できる。これは大学教育における内部質保証に つながる具体的方策の一例である。

2016 年 10 月、文部科学省の「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」は、『これからの学校図書館の整備充実について(報告)』を公表した。同報告書では、モデルカリキュラムの質保証に関して、以下のように説明している。「モデルカリキュラムの普及が実質的なものとなるよう、大学等において開講されるモデルカリキュラムの質の確保も重要であり、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえ、将来的には、関係団体等が認証する仕組みも含め、モデルカリキュラムの評価のための仕組みについても検討を行うことが必要である」⁸⁾。その後、この点に関しては、その重要性が認識されているにも関わらず、学協会等による本格的な取り組みは進展していない。したがって、内部質保証という観点から、モデルカリキュラムの質の担保を検討する試みは意義がある。

モデルカリキュラムによる学校司書養成が始まって、約7年が経過した。モデルカリキュラムの固有科目である「学校図書館サービス論」の市販テキストの刊行 9)、教育実践報告が見受けられるようになり、同カリキュラムに基づく養成教育の実践が徐々に蓄積されている。このような状況において、先述した『これからの学校図書館の整備充実について(報告)』で指摘されてきたモデルカリキュラムの評価の実施が求められている。カリキュラムの妥当性をエビデンスに基づき学術的に検証する必要がある。

専門職の養成について、公立図書館に勤務する司書に関しては以下のような指摘がなされている。「専門職員養成制度の改革は、(中略)「地方公共団体が必要としているのはどのような人材なのか」というデマンドサイドからの検討を経なければ高い正当性を獲得することができない」10)。大学における専門職養成の在り方を検討する際、地方公共団体、すなわち地方自治体が求める人材像を明確化するという視座も忘れてはならない。この指摘は学校司書養成にも該当すると考える。

以上の視点をふまえ、大学におけるモデルカリキュラムの科目内容の質の在り方を検討する必要がある。モデルカリキュラムは各科目の教育内容の骨子及びねらい(教育目的)が示されているに過ぎない。各科目における学修者の到達目標、すなわち学修目標が具体的に記述されていない。文部科学省によって提示されたカリキュラムはあくまでも学校司書の養成教育の標準となるモデルである。各大学の裁量によって所定科目の統合・分割、科目数の増減も可能である。モデルカリキュラムに基づくシラバス作成であっても、シラバスの精粗等は当該科目担当教員の自由裁量に委ねられている 11)。

近年、「チーム学校」(中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策」 2015年12月)の重要性が指摘されている。教諭以外の学校職員(例 ICT支援員 12)、スクールカウンセラー等)との多職種連携が求められている。このような状況に鑑みた場合、学校司書に求め

られる職務・資質能力等 13)の内実が改めて問われている。

歴史的にみれば、2014年の学校図書館法改正以前から、学校司書による実践が長い間積み重ねられてきた ¹⁴⁾。しかし、学校司書の配置・任用に関しては、公立学校の場合、各地方自治体の判断に委ねられてきたので、配置・任用形態は様々である。学校司書という職名で任用するとは限らず、多種多様な職名となっている。学校司書の配置が努力義務となった現在も、配置状況に関する地域格差は歴然と存在し続けている。

養成科目の検討に際し、これまで学校司書を任用する側(任命権者)が求める資質能力等を実証的にあきらかにした学術的研究はなされていなかった。さらに、任用する側(任命権者)が求める資質能力等とモデルカリキュラムの教育内容との齟齬の有無も検証されていない。併せて、同カリキュラムに対する認知度(任用側が同カリキュラムを把握しているかどうか)に関してもあきらかになっていない。

モデルカリキュラムをめぐって、養成側と任用側との間で共通認識を形成するための基盤となる 意識調査が求められる。モデルカリキュラム修了者らが学校司書として適正に業務を遂行するため に、学校現場で学校司書に求められる役割・資質能力と養成内容(教育内容)との整合性の検討が 重要となる。

本研究では、公立学校に配置される学校司書を任用する側の視点に立脚し、任用側の認識について分析・考察することを目的とする。著者らは、任用側である全国の地方自治体(町村を除く)の教育委員会(学校図書館の所管部局)を対象とした質問紙法による郵送調査を 2019 年に実施した。

2. 先行研究

モデルカリキュラムに関する主な調査研究に関しては、小田、鈴木、川原の各研究グループによって実施された。

小田らの研究では、8名の学校司書をサンプリングし、インタビュー調査を実施した ¹⁵⁾。調査を通して、学校司書の視点から、実務で必要と認識している知識・技術をあきらかにしたうえで、モデルカリキュラムで養成することが目指されている技能等との齟齬を指摘した。当研究では、文部科学省の通知文書「学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容」を典拠としている。しかし、インフォーマントの数が非常に少ないため、導かれた知見の一般化に関しては課題が残されている。

鈴木らによる研究では、静岡県内の公立小学校・中学校(5 市町・46 校)をサンプリングし、30 名の学校図書館職員に対する質問紙調査及びインタビュー調査を 2019 年に実施した ¹⁶⁾。質問票の調査項目の中に、モデルカリキュラムの認知度、モデルカリキュラムの受講希望の有無等が含まれている。小田らの研究と同様に、サンプル数が少ない一地域に限定されているという問題点がある。

川原らによる研究では、全国の司書課程・司書教諭課程を擁する大学・短期大学(277 校)を対象とした質問紙法調査(郵送調査)を 2019 年に実施した ¹⁷⁾。同時に、開講大学における公式サイトで公開されているモデルカリキュラムのシラバスを調査した。川原らの調査では、モデルカリキュラムに基づく学校司書養成の実態調査に主眼が置かれており、学校司書を任用する側の視点に着目した検討はなされていない。

2014年の学校図書館法改正後、学校司書の配置・任用等に関しては、教育委員会を調査対象とした

以下の主な先行研究がある。斎藤は、全国の政令指定都市(20団体)の教育委員会を調査対象とする質問紙法による郵送調査を実施した 18)。斎藤の調査では、学校司書の雇用条件や業務内容を質問項目としている 19)。土井らは、静岡県の全市町(35団体)の教育委員会を調査対象とする質問紙法による調査(電子メール)を実施した 20)。斎藤による調査と同じく、学校司書の配置状況、労働条件(待遇等)、業務内容等を質問項目としている。以上のいずれの調査も特定の地域を対象としており、調査対象である教育委員会の母数が少ない。

その他、教育委員会を調査対象としていないが、竹市らは、地域が限定されているものの、設置者の種別を問わず、愛知県内のすべての小学校・中学校・特別支援学校(1,456 校)を対象として、学校司書の配置実態調査を実施した(質問紙法による郵送調査)²¹⁾。最新の調査では、鳥取県の公立学校(小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校)の学校司書を調査対象とした、長岡らによる研究がある²²⁾。これらの調査では、特定地域における学校司書の配置状況、任用の実態を詳しく把握することができる。しかし、先述した教育委員会を対象とした斎藤、土井らによる調査と同様、モデルカリキュラムに鑑みた調査研究ではない。

3. 調査の概要

本調査の目的は、モデルカリキュラムの妥当性を検討するための基礎的データの収集・分析である。本調査の結果をふまえて、地方自治体における学校司書の配置・任用等の現状、公立学校の学校司書に求められる職務・資質能力等をあきらかにすることを意図している。なお、モデルカリキュラム全体の評価に必要なデータについては、研究計画上、今後の補足調査及び継続調査において収集する予定である。

本調査では、全国の地方自治体のうち、町村を除く、すべての都道府県・市・特別区を調査対象とした(860 団体)。調査票は、都道府県教育委員会、市教育委員会又は特別区教育委員会の2種類を作成して、各地方自治体の教育委員会事務局の学校図書館担当課宛に郵送した。両調査票の調査項目(質問項目)はすべて全く同じ内容である。ただし、回答の集計作業において、市に関しては、政令市とそれ以外の市というカテゴリーを設定し、4つの種別とした。なお、本稿の付録として調査票を掲載する。

調査実施期間は、2019 年 9 月中旬から 11 月中旬まであった。調査内容であるが、調査票の前半部分は各自治体における学校司書の配置・任用に関する現状等を問う内容となっている。後半部分は、任命権者である教育委員会が求める学校司書の資質能力の具体的内容等を問う内容で構成されている。

具体的な質問内容は以下の13項目(13問)となっている。問12と問13のみ自由記述式回答で、その他はすべて選択式回答とした。

- (1) 自治体名
- (2) 当該自治体における学校司書の全校配置の実施状況
- (3) 当該自治体における学校司書の全校配置の開始年
- (4) 学校司書の任用上の身分(正規又は非正規)
- (5) 学校司書の勤務形態 (専任又は兼任)

- (6) 学校司書に関する規則等の有無
- (7) 学校司書の採用・募集において求める資格
- (8) モデルカリキュラムの科目内容に対する理解
- (9) モデルカリキュラム修了者(修了予定者)を応募資格として位置付ける予定の有無
- (10) 学校司書に対して求める職務内容
- (11) 学校司書に対して情報処理に関する専門的知識・技能を求めるかどうかの有無
- (12) 学校司書に対して求める資質能力の内容
- (13) 学校司書養成に関する意見

以下、質問内容を補足説明する。

問2の全校配置であるが、例えば、都道府県の場合、設置者が都道府県の公立学校という範囲(条件)において、学校司書の全校配置が実施されているかという内容である。さらに「中高一貫教育校」の場合、「連携型」と称されるタイプがある。これは市立中学校と都道府県立高等学校というように、設置者が異なるケースを意味する。今回の市教育委員会対象の調査票では、「中高一貫教育校」の回答選択肢を設けなかった²³⁾。

問4の回答選択肢には、「その他」のカテゴリーも設定し、業務委託の場合はそれに含めることにした。非正規として任用されている場合、週労働時間も記入するように依頼した。

問5は勤務形態を問う内容であるが、勤務形態を任用形態(業務委託の場合、雇用形態)の下位 カテゴリーとして設定した。そのため、「その他」の選択肢を用意しなかった。

問6に関しては、各自治体において、学校司書に関する規則・規程・要綱等が制定されているかどうかを調査した先行研究が存在していない。また、規則等が制定されている場合、それらを通して教育委員会が求める学校司書の職務内容等が明確になると判断した。なお、本調査終了後の2021年、著者らは学校司書に関する規程等を有する自治体に関して、「条例Webアーカイブデータベース」等を使用し、規程等の内容を分析した24)。

問10の職務内容に関しては、文部科学省が2014年に公表した「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」²⁵⁾に示された以下の10項目を選択肢(複数選択可)とし、回答者の認識に齟齬がないように留意した。

- ①教科等の指導に関する支援
- ②特別活動の指導に関する支援
- ③情報活用能力の育成に関する支援
- ④館内閲覧・館外貸出
- ⑤ガイダンス
- ⑥情報サービス
- ⑦読書推進活動
- ⑧図書館資料の整理 26)
- ⑨施設・設備の整備
- ⑩学校図書館の運営

4. 調査結果

調査の結果、356 団体から回答があり、回収率は41.4%であった。回答団体の内訳は、都道府県29 件、政令市10 件、特別区9 件、市308 件(政令市を除く)であった。以下の結果は、有効回答数に対する割合を示す。「不明」の回答に関しては、欠損値として処理した。

4.1 学校司書の配置状況及び任用時の資格要件

4.1.1 全校配置の状況

当該自治体における学校司書の配置状況について尋ねた。自治体種別でみた場合(図1参照)、 都道府県は高等学校が72.4%で最も高い配置状況であり、政令市は中学校が最も高い(80.0%)。市 の場合、小学校が最も高く(64.6%)、特別区の場合、小学校・中学校における全校配置の状況は 100%となっている。ただし、n=9であるため、特別区全体(23区)の配置率を意味するものでは ないことに留意する必要がある。

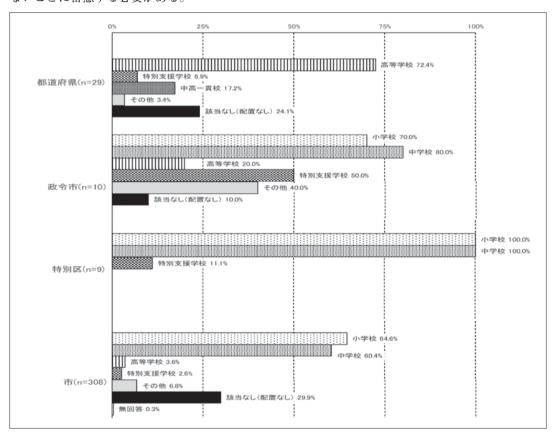


図 1 学校司書の全校配置の状況(自治体種別)

4.1.2 配置施策の開始時期

全校配置の施策の開始時期は、2010年~2019年の期間が最も多かった(44.9%)。これに関しては、 学校司書配置を努力義務化した学校図書館法の改正(2014年)が影響していると考えられる。

自治体種別でみると 1999 年以前の時期から学校司書を配置していた比率が最も高いのは都道府県 (33.3%) であった (n=21) (図 2 参照)。無回答の比率が最も高かったのは都道府県 (42.9%) であった。なお、「不明」という回答に関しては欠損値として処理したので、図 1 と図 2 を比較すると、各自治体の n 値が減少した。

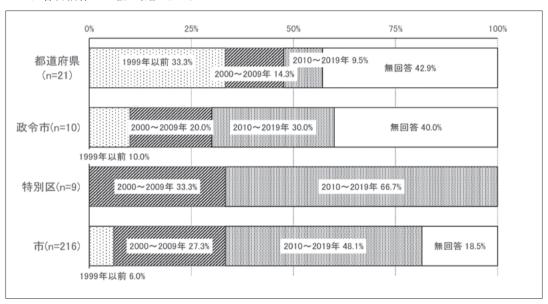


図2 学校司書の全校配置を開始した年(自治体種別)

4.1.3 身分及び勤務形態

任用上の身分は非正規職員が85.4%であった。非正規職員の勤務時間は、週30時間以上の割合が最も高いことが示された(35.2%)。学校司書の勤務形態に関して、専任は57.7%、それに対して兼任が53.4%であり、大きな差はみられなかった(同一自治体内において、専任・兼任の両方の勤務形態が併存する回答を含む)。

自治体種別でみると、正規職員の比率が最も高いのは都道府県であり、85.7%であった(n=21)(図 3 参照)。一方、最も低いのは市(政令市を除く)の 7.0%であった(n=215)。

勤務形態の場合に関しても、専任の比率は都道府県が最も高く、90.5%であった(n=21)。複数の学校図書館を兼任する勤務形態が最も多いのは、市(政令市を除く)の57.7%であった(n=215)(図4参照)。さらに、非正規職員の労働時間が長いのは都道府県であり、週30時間以上の割合が68.4%であった(n=19)(図5参照)。

安藤・伊藤・野口:学校司書に求められる職務・資質能力等に対する教育委員会の認識: 文部科学省の「学校司書のモデルカリキュラム」通知後の調査結果から

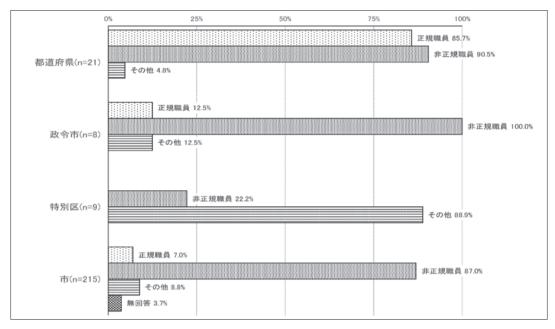


図3 学校司書の任用上の身分(自治体種別)

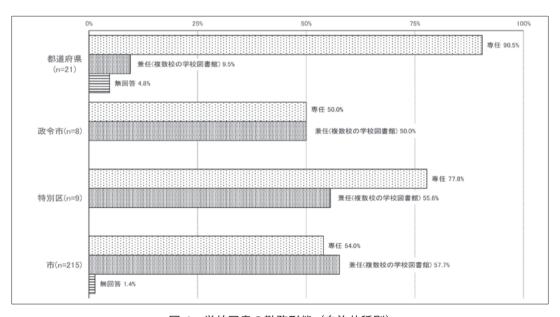


図 4 学校司書の勤務形態(自治体種別)

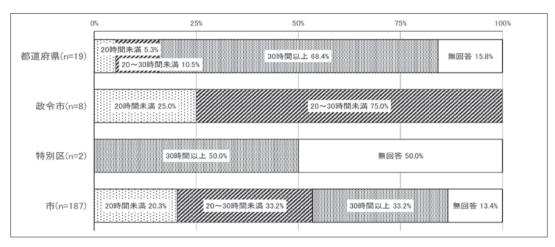


図5 非正規職員の勤務時間(週労働時間)

4.1.4 規則・要綱等の有無

学校司書の配置・身分・職務等に関する規則・規程等の有無に関しては、調査協力団体の38.7%の自治体が定めていると回答した。定めていない団体数の方が多いという回答が得られた(57.7%)。自治体種別でみると、政令市における規程の制定率が最も高く、62.5%であった(n=8)。一方、最も低いのは特別区の11.1%であった(n=9)(図6参照)。

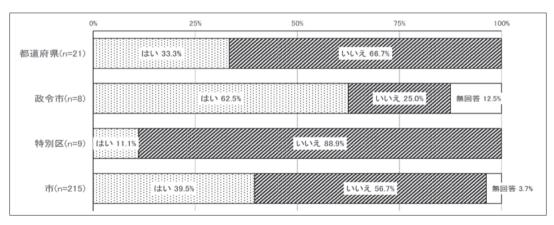


図6 学校司書の配置・身分・職務等に関する規則等の有無

4.1.5 募集・採用に際して求める資格

学校司書の募集・採用に際して、応募者に求める資格(複数回答可)は、司書資格が最も多く(67.6%)次に多いのが「その他」(34.0%)であり、「司書教諭資格」は32.4%であった。本調査の実施時ではモデルカリキュラムによる養成が始まったばかりであるため、図書館法の定める司書資格が学校司書募集時の応募資格として多数を占める結果となった。複数回答の事例であるが、提示された諸要件(応募資格)の一つとしてモデルカリキュラム修了者を位置付ける回答が見受けられた。

「その他」を選択した回答の内訳であるが、「特に資格を求めない」「学校図書館におけるボランティアの経験」「自動車運転免許」等であった。

自治体種別でみると、司書資格を求める比率が最も高かったのは政令市で77.8%であった (n=9) (図7参照)。

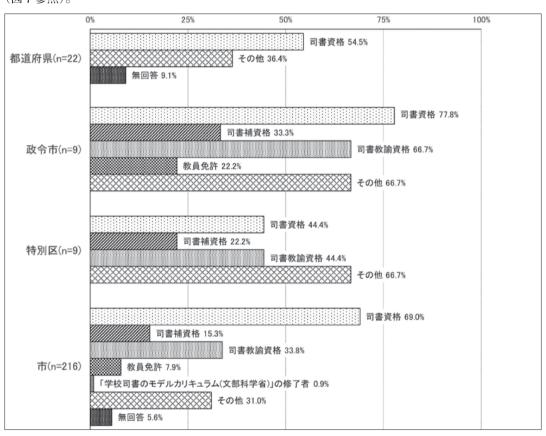


図7 学校司書の募集・採用における求められる資格

4.1.6 モデルカリキュラムに対する理解・対応

モデルカリキュラムの科目内容等を把握しているとの回答は 60.7%である。モデルカリキュラム 修了者をすでに応募要件としている、又は今後予定している回答の合計は 13.4%にとどまった。

自治体種別でみると、モデルカリキュラムの把握状況が最も低いのは市(政令市を除く)で 56.8%であった (n=308) (図8参照)。

モデルカリキュラム修了者をすでに応募要件としている自治体種別であるが、すべて市(政令市も含む)であり、3団体であった。内訳は市2団体、政令市1団体である(図9参照)。

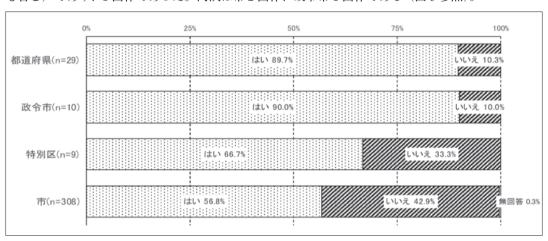


図8 「学校司書のモデルカリキュラム(文部科学省)」の科目内容等の把握

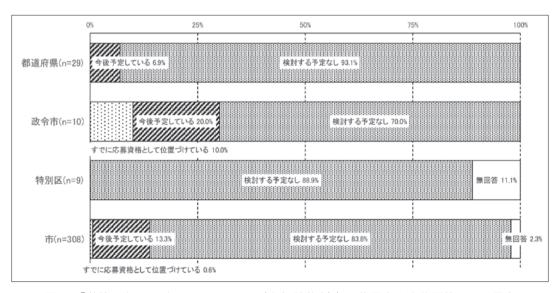


図9 「学校司書のモデルカリキュラム(文部科学省)」の修了者を応募要件として予定

4.2 学校司書に求める要件

4.2.1 学校司書に求める職務

教育委員会が学校司書に求める職務内容(複数回答可・選択肢10項目)については、「読書推進活動」 (85.7%) の回答が最も多く、次いで「図書館資料の整理」 (71.3%)、「教科等の指導に関する支援」 (60.7%)、「学校図書館の運営」 (60.4%)の順であった。最も低いのは、「特別活動の指導に関する支援」 (15.7%)、次いで「情報サービス」 (16.9%) であった。

図10は自治体種別を独立変数としたクロス集計、図11は身分、図12は勤務形態を同変数としたクロス集計である。属性別によるクロス集計の結果、特に顕著な傾向が示されなかった。

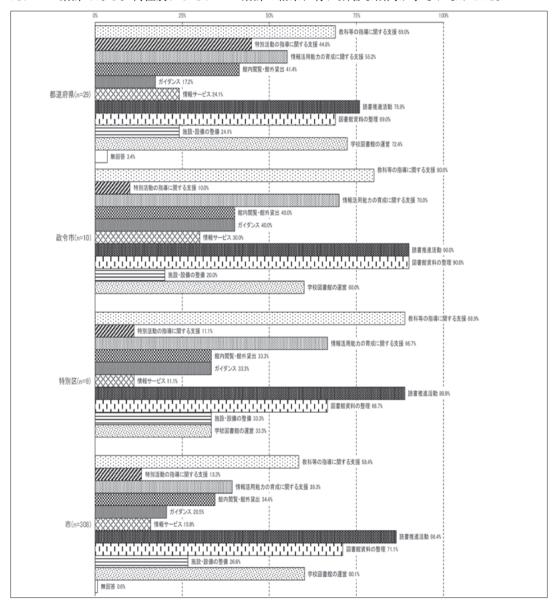


図 10 学校司書に求める職務(自治体種別のクロス集計)

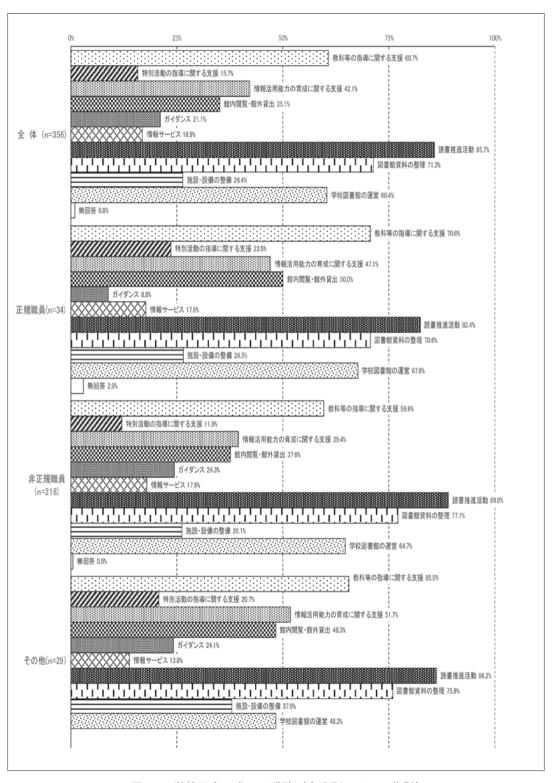


図 11 学校司書に求める職務(身分別のクロス集計)

安藤・伊藤・野口:学校司書に求められる職務・資質能力等に対する教育委員会の認識: 文部科学省の「学校司書のモデルカリキュラム」通知後の調査結果から

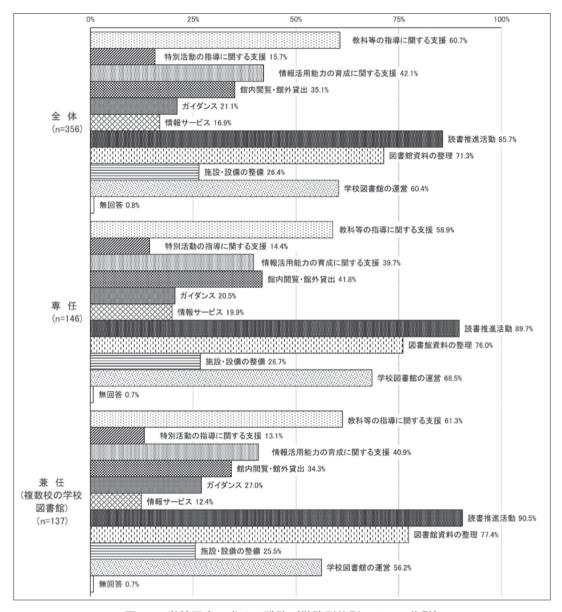


図 12 学校司書に求める職務(勤務形態別のクロス集計)

4.2.2 情報処理の専門的知識・技能の有無

学校図書館の情報センター機能と関連して、情報処理に関する専門的知識・技能を学校司書に 求めるかどうかの設問に関しては、「はい」の回答が28.7%であった。「いいえ」の回答(69.7%) を大きく下回る結果となった。

図13は自治体種別、図14は身分、図15は勤務形態をそれぞれ独立変数としたクロス集計である。このクロス集計に関しても特に顕著な傾向が示されなかった。

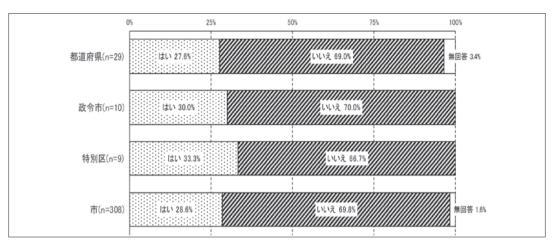


図 13 学校司書に対して情報処理に関する専門的知識を求めるか(自治体種別のクロス集計)

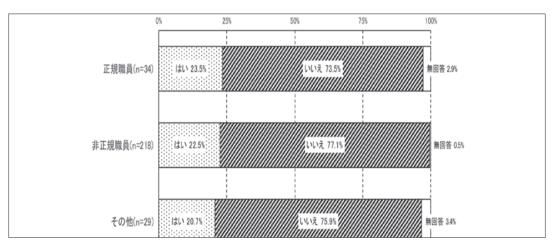


図 14 学校司書に対して情報処理に関する専門的知識を求めるか(身分別のクロス集計)

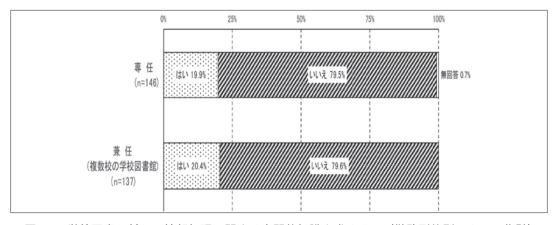


図 15 学校司書に対して情報処理に関する専門的知識を求めるか(勤務形態別のクロス集計)

4.3 資質能力への意見

4.3.1 データ分析方法

自由記述式回答とした学校司書に求める資質能力(問12)と養成(問13)に関する意見については、 資質能力237件、養成69件の回答を得た。学校司書の資質能力に関する回答は、「チーム学校」と いう近年の教育政策に鑑みたうえでの質問項目によって得られた内容である。なお、問13の自由 記述の回答分析については、問12と同様にテキストマイニング分析を実施予定だったが、十分な 回答数が得られなかったため、本稿では分析対象としなかった。

本研究ではテキストマイニングの手法を用いた。解析ソフトには、一般に広く利用されている KH Coder version3 Beta.04f を使用した $^{27)}$ 。当ソフトウェアでは、多変量解析によりデータを要約・提示し、コーディングルールを作成することを通して明示的な理論仮説の検証が可能である $^{28)}$ 。

入力作業においては、回答毎に各セルに入力した。各セルが1文書となり、これを分析対象とする。 この場合、1セルに複数の文が含まれる可能性がある。

データ分析にあたり、無回答や回答不可といった記述をあらかじめ削除したところ、分析対象となった自由記述式回答数は231件、文章数636件だった。また、当ソフトウェアで使用できるTermExtract及び茶筅で検出された複合語リストに基づいて誤字、表記の揺れや類語を統一し、意味をなさない複合語の抽出と削除等の事前処理を行った。さらに、抽出語リスト上位100の中から、資質能力に関連する語を考慮しながら、分析において強制抽出する語を選択した。これらの語群をMy辞書の機能を使用して設定した。

抽出語の分析で使用する外部変数は、質問紙調査で設定した質問から、学校司書の全校配置がなされている場合の校種、学校司書の身分、全校配置がなされている場合の学校司書の勤務形態、任用での資格要件及び学校司書に求める職務内容に関する回答とし、各質問で得られた回答の組み合わせをすべて数値化した。自治体の種類については、回答が均等に得られたわけではなかったため、外部変数には含めなかった。

4.3.2 抽出語

総抽出語数 7,691 語のうち分析で使用された抽出語は 765 語、出現回数の平均は 4.68 回、出現回数の標準偏差は 12.92 回だった。出現回数が 5 回までの累積割合は 82.75%だった。抽出語の出現回数と文書数には強い相関があった。

抽出語同士の共起ネットワークを示す(図 16 参照)。ここでは、出現語数が多くても共起性が低い抽出語は表示されないことに注意する必要がある。下方には、「学校図書館」を中心として、「教職員」「司書教諭」「児童生徒」との「連携」や「コミュニケーション能力」、「授業」や「教科」等との「支援」が共に出現している。図 16 の上方に示されている「学校司書」では、「チーム学校」や「専門性」と「資質能力」といった語が比較的強く結びついていることがわかった。「教員」については、「学校図書館」と直接的な共起はなく、「活用」もしくは「連携」を経由してつながっている。

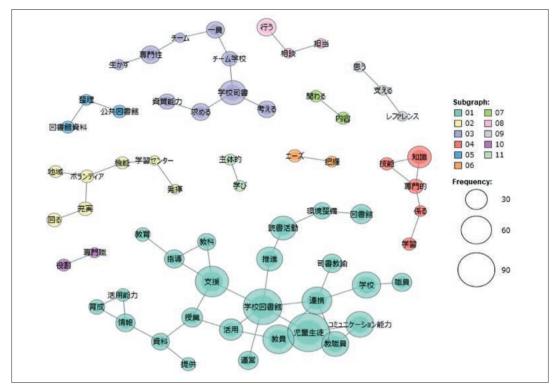


図 16 抽出語の共起ネットワーク

4.3.3 属性との関係の分析

あらかじめ設定した属性と抽出語との関係を確認するために、4.3.1 で記した外部変数に対して検討した。分析では、抽出語と各外部変数とのクロス集計を行い、対応分析で視覚化して確認後、共起ネットワークを作成して分析を試みた。その結果、全校配置での校種、任用での資格要件、職務内容については、値別に区別することが困難であり、顕著な傾向がみられなかった。

身分では、1 正規職員、2 非正規職員、3 不明・その他、4 正規・非正規の混在という値を設定した。どの身分であっても学習指導や読書指導等の教育活動支援、専門性に関する語が関連していた。また、正規職員には積極性に関する語の結びつきがみられた。勤務形態については、1 専任、2 兼任、3 不明・その他、4 専任・兼任の混在、を設定した。分析の結果、どの値でも読書活動、コミュニケーション能力、連携について共通していた。専任職員には「積極性」や「授業支援」が関連していることがわかった。

4.3.4 カテゴリー分析

次に類似した内容の各回答をグループ化してデータ全体を総合的に理解するために、KH Coder の文書クラスター分析機能で標準設定の Ward 法により実行した結果、10 クラスターが生成された (表 1 参照)。併合過程のプロット表示から、クラスター数を 10 とするのが妥当と判断した。同過程において、どのクラスターにも分類されなかった文書は 2 件だった。

表1にクラスター毎の主な特徴語を示した。これらの特徴語から、「組織の一員としての協調性」「積極性」「専門性」「管理運営」「教育支援」という5つの関連するテーマ(以下、仮説コードと称する)を設定した(表2)。表2には、仮説コード毎に文書を単純集計した出現頻度の結果も示した。回答の出現頻度はいずれの仮説コードでも30%以上で、これらのうち「教育支援」の能力に関わる回答が多かった。なお、いずれの仮説コードにも該当しなかった回答は6件(2.6%)だった。本分析で特徴語から導き出した仮説コードについては、妥当であることがわかった。

	文書件数	特徴語
クラスター 1	9	学びの支援 業務 協調性 発信力 読書習慣 学力向上 学校教育目標の理解
クラスター 2	14	コミュニケーション能力 教職員との連携 積極的 意欲
クラスター3	22	児童生徒 教職員とのコミュニケーション 環境作り 運営管理 積極性 専門的知識 ニーズへの対応 教育課程への理解
クラスター 4	27	読書活動推進 情報活用能力 楽しむ 環境整備
クラスター5	43	学校組織 研修 センター機能 探究的学習 言語活動 読書活動 ボランティア コーディネーター 運営 教育活動への参画 専門職の役割 チーム学校 働きかけ
クラスター 6	31	児童生徒 教員との連携 調べ学習 図書館の活用
クラスター 7	9	情報活用能力 育成 発達段階 環境整備 コミュニケーション能力 学習支援 情報提供 教科支援 広い視野
クラスター8	21	直接的・間接的支援 支援 教科指導 授業支援 学習 公共図書館との連携 保護者との連携 探究的学習
クラスター 9	18	学校経営 体制の構築 対応力 校長のリーダーシップ 専門性 連携 学習指導支援
クラスター 10	35	学校司書として 協調性 職員として 専門的な知識 チーム学校の一員 組織的(組織の一員) 読書 児童生徒への対応 選定

表 1 文書のクラスター分析結果と特徴語

* 仮説コードと特徴語	出現頻度	割合
*組織の一員としての協調性	121	52.38%
協調性 or (教職員 and 連携) or コーディネーター or チーム学校 or 組織的 or 職員 or 教員 or 司書教諭 or (教職員 and コミュニケーション) or 円滑 or 協力		
* 積極性	93	40.26%
積極的 or 積極性 or 意欲 or 発信力 or 楽しむ or (ニーズ and 対応) or 働きかけ or 参画 or 教育活動 or 立案 or 推進 or 活用		
* 専門性	114	49.35%
専門職 or 役割 or 専門的知識 or 専門性 or (目標 and 理解) or コミュニケーション能力 or 支援 or アドバイザー		
* 管理運営	70	30.30%
環境 or 運営 or 整備 or 環境整備 or センター機能 or 環境作り or 運営管理 or ボランティア or 公共図書館 or 保護者 or (体制 and 構築) or 設備 or 地域		
* 教育支援	151	65.37%
探究的学習 or 調べ学習 or 選定 or 読書習慣 or 学力向上 or 学校教育 or 学習指導 or (情報活用 and 能力) or 情報活用 or (読書活動 and 推進) or 情報提供 or 教科支援 or レファレンス or 良書 or 教科指導 or 授業支援 or 資料収集 or 資料提供 or 利用指導 or 指導 or 児童生徒		

表 2 各仮説コードによる単純集計

さらに、仮説コードと外部変数との関係を確認するためにクロス集計を行い、仮説コードの出現 割合に差があるかについて検定した結果、「積極性」と「管理運営」について外部変数の値による 有意な差があることがわかった(表 3: 差がある場合のみを抽出)。

	組織の一員としての 協調性	積極性	専門性	管理運営	教育支援
校種別	16.083	13.375	7.629	25.903*	13.994
身分	1.714	4.273	3.74	8.058*	1.442
勤務形態	2.092	12.184**	1.903	7.288	0.183
資格要件	24.592	18.824	22.808	26.352*	12.3

**p<.01, *p<.05

表3 外部変数と仮説コードのクロス集計によるカイ二乗値(一部)

本調査では、「積極性」では専任が一番高く、兼任よりも「積極性」を求めることが考えられる。「管理運営」については、(1) 小学校・中学校・高等学校・中等教育学校すべてに配置している場合、(2) 中学校のみ配置している場合、(3) 特別支援学校のみ配置している場合、の3つの場合に関して「管理運営」の能力を求めることが示された。加えて、正規職員や専任職員に該当しない身分、及びモデルカリキュラム以外(司書、司書補、司書教諭、教員免許、その他)の資格要件の変数でみた場合、「管理運営」での値が高かった。本分析の範囲では関連性の指摘はできるが、その要因まで言及することは困難である。

職務内容に関しては、クロス集計や共起ネットワークを実施した分析結果の範囲での顕著な特徴は示されなかった。学校司書に求められる資質能力では、校種を問わず、特徴語としてコミュニケーション能力、協調性が列挙された。また、授業支援、情報活用能力育成等の教育支援、積極性に意識が高いという点が示された。

5. 考察

5.1 モデルカリキュラム・司書資格に対する認識

本調査実施時の段階では、任用側のモデルカリキュラムの科目内容等に対する認知度・理解度は 全体としてみた場合、高くなかったといえる。特に市・特別区の場合、約6割の認知度・理解度で あった。

本調査の結果において、モデルカリキュラム修了者よりも社会的認知度の高い司書資格又は司書教諭資格を要求する傾向が示された。各地方自治体の教育委員会の多くが図書館法の定めた司書資格を学校司書の任用時の必要条件(資格要件)と認識していると考えられる。司書資格保持者は、図書館全般の基本的業務の遂行に関して、館種を問わず汎用的な知識・技能を有すると解釈されている。

一方で、司書等の職業資格を一切求めない等の回答(問7の選択肢「その他」のカテゴリー)があった。学校司書の募集・採用において、応募資格を緩和する背景の一つとして、当該自治体において、公募しても求職者(応募者)は少ないという状況が推定される。

先述の著者らによる各自治体における規程・要綱等の調査 (2021 年実施) ²⁹⁾では、「学校司書」という職名 (呼称) が広く定着していなかった。「読書活動推進員」等の職名に象徴されるように、読書活動支援を中心とした学校図書館業務を重要視する傾向があきらかになった。

5.2 学校司書に求められる職務

選択式の回答結果から、読書推進活動に対する支援、情報サービス、学校図書館の管理運営に関 して以下のような特徴が示された。

回答における選択肢の中では、「読書推進活動」を担う学校司書の職務(役割)を最も重要視する任用側の認識があきらかになった。この調査項目では、最大値(「読書推進活動」)と最小値(「特別活動の指導に関する支援」)の差異が70ポイントとなった。モデルカリキュラムの科目として、司書教諭資格科目「読書と豊かな人間性」がある。学校司書に対して、任用側は10項目の中で、「読書推進活動」の職務を最も重要視するという傾向が示された。それに従えば、学校司書養成において、「読書と豊かな人間性」という科目設定は妥当性を有すると考えることができる。ただし、司書教諭資格科目でもある「読書と豊かな人間性」は、あくまでも読書指導を主眼とした教育内容である。今後の読書推進活動を考えると、多角的な視点からの読書に対する支援も検討する必要がある。以上の考察により、学校図書館の読書センター機能に寄与する学校司書の役割が期待されていることが明確となった。

しかし、文部科学省の「学校図書館ガイドライン」(2016年11月)が示した通り、学校図書館は 学習センター・情報センターとしての機能も有する。例えば、探究学習に対する支援の役割も学校 司書の職務・役割である。

このことについては、学校司書に求める職務に関する質問を設定し、文部科学省が2014年に公表した「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」の職務内容を選択肢として列挙した。その中に「情報サービス」が含まれているが、10項目の中では最下位に次ぐ数値であった。モデルカリキュラムでは、「学校図書館情報サービス

論」という科目が設定されている。「学校図書館サービス論」と異なり、文部科学省が示した諸条件を満たせば司書資格科目「情報サービス論」「情報サービス演習」と読み替え可能である。レファレンスサービスを中心とする情報サービスは館種を問わず、図書館サービスの要諦である。調査の回答者は、各地方自治体の教育委員会事務局の学校図書館担当課の職員である。この回答結果に関して、一定の回答者が当該報告書(文部科学省)における「情報サービス」の意味内容を正確に理解していなかったという可能性も考えられる(教育委員会事務局において、学校図書館行政の担当職員の属性は多種多様である。図書館情報学に関する専門知識(基礎知識)を有する者が担当している場合もあるし、そうではない場合もある)。

「学校図書館の運営」を重要視する職務として選択した自治体は全体の約6割であった。公立学校の場合、周知の事実として、専任司書教諭ではなく、兼任司書教諭の配置が圧倒的多数を占めている。数多くの公立学校では、司書教諭ではなく、学校司書が学校図書館運営を担っている事実を示す傍証である。

5.3 学校司書に求められる資質能力

4.3.4 で先述した仮説コードに基づき考察する。表 2 に示した通り、設定した 5 つの仮説コードについて、いずれも 30%以上の出現頻度だったが、「教育支援」に関わる回答が多かったことがわかる。しかし、職務内容に関して、クロス集計や共起ネットワークを実施した結果の範囲では、顕著な特徴が示されなかった。

「チーム学校」をふまえた質問項目の設定であるため、仮説コードの一つである「組織の一員と しての協調性」は、連携を念頭に置けば、当然の帰結となる。

仮説コードと外部変数との関係について、各変数をクロス集計して仮説コードの出現割合に差があるかを検定した結果、「積極性」と「管理運営」について外部変数の値による有意な差があることがわかった(表3:差がある場合のみを抽出)。「積極性」では専任が一番高く、兼任よりも「積極性」を求めることが考えられる。

本稿で着目している職務に関しては、クロス集計や共起ネットワークを実施した結果の範囲では、 顕著な特徴が示されなかった。定性的な調査(後述)による更なる検討が必要と考える。

6. おわりに

本調査では、学校司書に求められる資質能力として、「コミュニケーション能力」を指摘する自由記述回答が多数を占めた。学校司書の養成教育における受講者のコミュニケーション能力育成は、任用側からの強い要望である。『図書館情報学用語辞典』によれば、狭義の「コミュニケーション」とは、「人間の諸活動の中でも特に情報伝達を主たる目的とする活動」30)である。このように考えれば、この汎用的能力はモデルカリキュラムを構成する科目の中では、主として「学校図書館情報サービス論」(あるいは「学校図書館サービス論」)で養成(育成)すべき内容であると考えられる。さらに、「コミュニケーション」という多義的な概念をどのように捉えるべきか。COVID-19のパンデミックの影響により、非対面型の図書館サービスが増加する現在、「コミュニケーション」の在り方、及びその概念が改めて問われている。

「チーム学校」の教育政策を推進すべく、2021年の学校教育法施行規則の改正により、教育支援スタッフとして情報通信技術支援員等の新たな職が法令において規定された。同時に、職務も同規則において示された。2019年の調査時では「ICT支援員」という通称が一般的であった。モデルカリキュラムでは、「図書館情報技術論」が必修科目として位置付けられている。しかし、先述したように学校司書に対して、情報処理の専門知識・技能を求める任用側の回答は約3割に過ぎない。学校司書と情報通信技術支援員の役割分担についても検討が必要であろう。

モデルカリキュラムによる学校司書養成は、現時点では司書課程・司書教諭課程を擁するすべての大学・短期大学で実施されているわけではない。任用側としては、モデルカリキュラム修了者を採用したいと考えたとしても、その要件を満たす求職者が当該自治体(又は近隣自治体)に居住していないケースが多数ありうる。また、司書課程を擁する大学・短期大学の偏在の影響もあり、司書資格を有する人材が少ない地域が存在する。各地域単位でみた場合、司書という職業資格を有する学校司書の需要と供給のアンバランスの可能性がある。

本調査は、会計年度任用職員制度の導入前に実施したものである。同制度が学校司書の配置・任用等に与える影響については詳らかではない。また、GIGA スクール構想の繰り上げ実施等の影響も検討する必要がある。したがって、会計年度任用職員制度の導入、学校教育のデジタル・トランスフォーメーションの促進等、学校図書館を取り巻く外部環境の変化によって、学校司書の任用側の認識に変化が生じているかどうかをあきらかにする必要がある。モデルカリキュラムによる履修証明が広く普及すれば、同カリキュラムを修了した事実が職業資格同等の公証として、社会的に認知されると考えられる。

著者は、2022 年度に教育委員会事務局に対するインタビュー調査を実施した 31)。その結果もふまえて、さらに、2019 年度の全国調査をワンショット・サーベイに終わらせることなく、2023 年度も同様の調査を実施した 32)。今後は、モデルカリキュラム全体の評価に関する検討を行う予定である。

(謝 辞)

御多忙な中、調査に御協力下さった教育委員会事務局の方々に深く感謝申し上げる。本調査は JSPS 科研費 JP19K12701 の助成を受けて実施された。

本稿は、第70回日本図書館情報学会研究大会(2022年10月3日)、及び第24回情報メディア学会研究会(2022年11月5日)において発表した内容を加筆修正したものである。

注

- 1) 履修証明書の交付(発行)であるが、以下の2通りのケースが考えられる。
 - ①学校教育法第105条及び同施行規則164条に基づく履修証明制度を活用する場合。
 - ②①の制度を活用せずに、通常の授業科目として開講し、単位認定する場合。
 - ①の場合、単位数ではなく、時間数で計算するシステムである。履修証明制度に関して、2015 年から文部科学省では、主に社会人を対象とした実践的・専門的な課程を「職業力実践力プログラム」として認定する取り組みが始まった〈https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/index.htm〉[引用日:2023年9月1日]。「当該大学の学生以外を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる」(学校教育法第105条)。一方、②の場合、大学設置基準に基づく単位制度及びモデルカリキュラムに基づき、所定の科目・単位数を修得(履修)したことを開講大学が証明する。
- 2) 法律用語の「確認」は、「行政庁が事実又は法律関係の存否を確定する行為」を意味する。金子宏、 新堂幸司、平井宣雄編集代表『法律学小辞典 第4版補訂版』有斐閣、2008年、p.109。
- 3) 大学改革支援・学位授与機構は教育の内部質保証について以下のように定義している。「大学等の教育研究活動の質や学生の学習成果の水準等を自ら継続的に保証することをいう。それぞれの教育課程の編成・実施に責任をもつ組織が、当該課程における教育研究への取組状況や、学生が身に付けるべき能力や課程における学習成果等を分析・評価して改善に生かすとともに、大学等が各教育課程におけるこうした取組みを把握し、総体として改革・改善の仕組みが機能していること、及びそれによって、教育研究の質が確保されていることを保証する責任を有する」(大学改革支援・学位授与機構編『高等教育に関する質保証関係用語集 第5版』大学改革支援・学位授与機構、2021年、p.37)。
- 4) 通知の正式名称は以下の通りである。「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について」(27 文科高第1213号 平成28年3月31日)。
- 5) 大学設置基準においては「学修」に統一されている。例えば、同基準第二十一条の場合、「単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準」と定めている。なお、初等・中等教育に関する法令等では「学習」を使用する場合が多い。
- 6) 『学士課程教育の構築に向けて(答申)』における「用語解説」〈https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217067_002.pdf〉[引用日: 2023年9月1日]
- 7) 中央教育審議会大学分科会『教学マネジメント指針』2020 年 1 月 22 日、p.7 〈https://www.mext.go.jp/content/20200206-mxt_daigakuc03-000004749_001r.pdf〉[引用日:2023 年 9 月 1 日]
- 8) 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議『これからの学校図書館の整備充実について(報告)』2016 年 10 月、p.22 〈https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/10/20/1378460_02_2.pdf〉[引用日:2023年9月1日]
- 9) 市販テキストとしては、以下の図書が刊行されている。小川三和子『学校図書館サービス論』

青弓社、2017年。後藤敏行『学校図書館サービス論:現場からの報告』樹村房、2018年。学校図書館問題研究会『学校司書のための学校図書館サービス論』樹村房、2021年。前田稔、堀川照代『学校図書館サービス論』放送大学教育振興会、2021年。

- 10) 渡邊斉志「公立図書館と図書館情報学:専門職員養成制度の構築に関する取組みの批判的分析」 『現代の図書館』52(1)、2014年3月、p.10。
- 11) 文部科学省が提示したモデルカリキュラムに基づき、2019年1月、全国学校図書館協議 会は講義指針を公表した〈https://www.j-sla.or.jp/news/sn/post-176.html〉[引用日:2023 年 9月1日]。同協議会の場合、「シラバス」という呼称を使用せず、「講義指針」とした。 それは、「科目担当者による講義要綱作成の主体性を尊重し、作成の際に参考にしてもら うツール」という位置付けである(野口武悟「「『学校司書のモデルカリキュラム』講義指 針」制定の趣旨」『学校図書館』819、2019年1月、p.52)。なお、医師養成を目的とする医 学教育の場合、シラバス作成に資する詳細なモデル・コア・カリキュラムを策定し、公表 している。それは、初等・中等教育段階における学習指導要領に比類する教育内容の基準で あるといえる。以下の資料を参照されたい。「医師を養成する医学教育のモデル・コア・カリ キュラム」 (https://public-comment.e- gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000238720) [引用日:2023年9月1日]。医師等の医療専門職を養成するモデル・コア・カリキュラ ムの場合、求められる資質能力が同カリキュラムに記述されている。以上の点をふまえ ながら、学校司書を専門職として位置付けるための必要条件として、モデルカリキュラム の内容や在り方を学術的に検討する必要がある。なお、モデルカリキュラムの呼称である が、学問分野によって「モデル・コア・カリキュラム」又は「コア・カリキュラム」とい うように異なっている。教職課程の場合、「コア・カリキュラム」という呼称である。ただ し、牛渡が指摘するように「モデル」あるいは「教育内容ガイドライン」の位置付けである (牛渡淳、牛渡亮著『教師教育におけるスタンダード政策の再検討:社会的公正、多様性、 自主性の視点から』東信堂、2022 年、p.78)。
- 12) 2019 年の調査実施時においては、学校教育法施行規則が改正されていなかったので、「情報通信技術支援員」という法令用語は存在していなかった。
- 13) 本稿の論文タイトル及び調査票(本稿の付録)においては、「資質・能力」と表記せずに、「資質能力」とした。一般的に「資質」は生得的で不変なものとして捉えられる。一方、「能力」に関しては教育・訓練を通して育成可能なものとして捉えられる。しかし、教育用語(教育学用語)としてみた場合、「資質」に関しても育成可能という見方もある(中西修一郎「65 資質・能力」西岡加名恵、石井英真『教育評価重要用語事典』明治図書、2021 年、p.85)。なお、「資質・能力」の類似概念として、コンピテンシー(competency)がある。
- 14) 高橋恵美子「1997 年から 2015 年までの学校司書の職務内容の変化:文部省・文部科学省の 見解及び会議報告と学校図書館現場の実態から」『生涯学習基盤経営研究』40、2016 年 3 月、 p.19-42。
- 15) 研究代表者: 小田光宏 科学研究費補助金基盤研究 (C) 「学校図書館職員の技能要件と資格教育のギャップに関する実践的研究」(2014年度~2017年度)。以下の論文は、上記の科学研

究費の研究成果を活用した共同研究である。仲村拓真、小田光宏、庭井史絵、堀川照代、間部豊「学校司書モデルカリキュラムによる養成技能の妥当性に関する研究:学校司書が必要と認識する知識・技術の扱いに着目して」『図書館学』112、2018 年 3 月、p.18-29。

- 16) 鈴木守、土井幸弘、林容子、平井幸子「静岡県内5市町の公立小中学校の学校司書に対する現職者教育についての調査」『学校図書館学研究』23、2021年3月、p.77-95。なお、調査対象者の属性であるが「5市町の学校司書等」(p.78 下線は引用者)となっており、対象者全員が学校司書とは限らないと判断される。
- 17) 川原亜希世、岡田大輔「学校司書のモデルカリキュラムの実施状況とその課題」『図書館界』 71 (2)、2019年7月、p.135-141。川原亜希世、岡田大輔「学校司書のモデルカリキュラム 実施の実態について」『図書館界』72 (2)、2020年7月、p.75-81。
- 18) 斎藤直人「政令指定都市における学校司書の雇用状況・業務内容に関する一考察」『学校図書館学研究』24、2022年3月、p.30-36。斎藤直人「政令指定都市における学校司書雇用状況・業務内容調査:2019年統計」『学海:総合文化研究所所報』7、2021年3月、p.19-27。なお、『学海:総合文化研究所所報』に掲載された論稿の付録として、調査結果の詳細なデータ(エクセルファイル)は上田女子短期大学機関リポジトリにアップロードされている。〈https://uedawjc.repo.nii.ac.jp/index.php?acacti=pages_view_main&active_action=repositore_view_main_item_snippet&index_id=221&pn=1&count=20&oRder=7&lang=japanese&page_id=38&block_id=28〉[引用日:2023年9月1日]。斎藤の場合、調査時期は2020年2月~6月であった(未返送の調査対象者に対する督促の期間を含む)。
- 19) 民間事業者に業務委託している場合、「雇用」である。ただし、地方自治体が学校司書を直接 採用した場合、適切な表現は「任用」である。
- 20) 土井幸弘、鈴木守、海老原一彦、浅井稔子、井口繁和、鈴木嘉弘「静岡県市町教育委員会 2018 度学校司書配置状況等の分析:学校司書の配置で、学校図書館機能が動き出している事実が 明らかに」『学校図書館学研究』21、2019年3月、p.45-61。調査時期は2018年6月~7月 であった。
- 21) 竹市由美子、福永智子、山本昭和「愛知県内の小・中学校における学校司書の実態:小学校、中学校、特別支援学校へのアンケート調査から」『中部図書館情報学会誌』58、2018年3月、p.1-30。調査時期は2017年8月~9月であった。
- 22) 長岡絵里佳、河崎和穂、中島久美子「鳥取県の公立小中学校等における「学校司書」等の実態調査」 『鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要』86、2023年1月、p.45-56。調査時期は2022年2月 ~3月であった。
- 23) 設置者が異なる自治体同士による連携型の中高一貫校の学校司書の配置状況も把握するため に、今回の市教育委員会対象の調査票では、「その他」の回答選択肢を設けた。しかし、連携型に該当する回答はなかった。
- 24) 伊藤真理、野口武悟、安藤友張「地方自治体が求める学校司書の人材像:規程等の分析を通して」『愛知淑徳大学大学院文化創造研究科紀要』9、2022 年 3 月、p.23-38。
- 25) 文部科学省「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力

者会議」報告書〈https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2014/04/01/1346119 2.pdf〉[引用日:2023年9月1日]

- 26) 当該項目は、文部科学省の報告書(注25)では、「図書館資料の管理」と表記されている。本稿の初校段階において、調査票の中で「図書館資料の管理」とすべきところを「図書館資料の整理」と表記していたミスが判明した(付録を参照)。しかしながら、本稿では調査票の表記のままとした。
- 27) 樋口耕一、KH coder 〈https://khcoder.net/〉 [引用日:2023年9月1日]。ツールの使用方法や 分析については、下記を参照した。牛澤賢二『やってみようテキストマイニング:自由回答 アンケートの分析に挑戦! 増訂版』朝倉書店、2021年、p.180。
- 28) 樋口耕一『社会調査のための計量テキスト分析:内容分析の継承と発展を目指して 第2版』 ナカニシヤ出版、2020年、p.19。
- 29) 伊藤真理、野口武悟、安藤友張、前掲24)、p.27。
- 30)「コミュニケーション」日本図書館情報学用語辞典編集委員会『図書館情報学用語辞典 第5版』 丸善、2020年、p.80。学術用語としての「コミュニケーション」は数多くの定義・概念規定が 存在する。
- 31) 伊藤真理、安藤友張、野口武悟「採用側が学校司書に求める役割:教育委員会を対象とした ケーススタディ調査より」『愛知淑徳大学大学院文化創造研究科紀要』11、2024年3月、 p.1-14。
- 32) 本稿執筆時(2023年10月)の段階では調査票を回収中である。調査票は全国の各地方自治体教育委員会事務局宛(町村を除く)に対して、2023年9月中旬に郵送した。調査対象数は860団体である。

付録

問7. 学校司書の採用・募集に際して、応募者に求める資格は、現在以下のどれに該当しますか 間6. 学校司書の配置・身分・職務等に関して、貴団体は規則などで定めていますか 問5. 学校司書を全校配置している場合、勤務形態は以下のどれに該当しますか 問2. 所管する都道所県立の以下の校種において、現在、学校司書を全校配置していますか。全校配置している 間1. 貴団体名をご記入下さい。 ※本紙は質問用紙と回答用紙を兼ねています。質問は全部で13項目あります。本調査では、辞令上の職名が「学校司 書」ではない場合、それに相当する職に従事しているスタッフも「学校司書」の範疇に含みます。 6 学校司書に求められる役割・職務・資質能力等に関する調査 ※もし、該当する規則・要綱があれば、お手数ですが、その写しを1部ご返送(ご同封)下さい。 ※所管する市又は区が設置した小学校及び中学校における学校司書の配置状況等につきましては、ご回答の必要 4 該当なし(配置なし)⇒ 「該当なし」の場合、間8~お進みください。 学校司書の全校配置の施策を開始したのは何年からですか はありません。別途、市教育委員会(特別区教育委員会)宛に調査票を郵送しました。 学校司書を全校配置している場合、その身分(任用上の身分)は以下のどれに該当しますか。 ルの街 正規職員 高等学校 校種がある場合、該当する選択肢をお選び下さい。 教員免許 司書資格 ルの街 非正規職員 中高一貫教育校 特别支援学校 兼任 (複数校の学校図書館) (jiii 司書補資格 「学校司書のモデルカリキュラム (文部科学省)」の修了者 (複数回答可) (複数回答回) ダいい <都道府県教育委員会用> 時間動務) 年(西暦又は和暦) 3 司書教諭資格 (一人あたりの兼任校数 例 〇〇県教育委員会 民間企業への委託 校 問 13. 今後の大学(短期大学)における学校司書の養成に関して、何かご意見等がございましたら、お書き下 問 12. 中央教育審議会答申(2015年)において、「チーム学校」の重要性が指摘されました。学校司書に対して、 間 11. 学校図書館は、児童・生徒の情報活用能力を育成する「情報センター」としての機能を有しています。 問 10.「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及び資質能力の向上方策等について(報告)」 問9. 今後、学校司書の採用・募集に際して、「学校司書のモデルカリキュラム(文部科学省)」の修了者(修 問8.「学校司書のモデルカリキュラム(文部科学省)」の科目内容等をご存知でしょうか。 教科等の指導に関する支援 <二回答の内容に関して、調査者からお問い合わせすることがあります。もし、差し支えなければご記入者のご氏名・阮属部 局・職名・連絡先などをお書きください。> 以下のうち、どれを重要視されますか。(複数選択可) どのような資質能力を重要視されますか。(自由記述) 的知識・技能を求めますか。 学校司書に対して、コンピュータ利用を支援する職員(ICT 支援員)と同じく、情報処理に関する専門 図書館資料の整理 前内関覧・前外貨出 (2014年3月 | 文部科学省)において、以下の職務が明確になりました。貴団体は、学校司書に対して、 すでに応募資格として位置づけている 了見込みも含む) を応募資格として求めることを検討 (予定) しているでしょうか。 121 (自由記述) 2 特別活動の指導に関する支援 3 情報活用能力の育成に関する支援 9 施設・設備の整備 10 学校図書館の通館 5 ガイダンス 2 いいえ 今後予定している 6 情報サービス 3 検討する予定なし ご協力ありがとうございました。

付録

くご回答の内容に関して、調査者からお問い合わせすることがあります。もし、差し支えなければご記入者のご氏名・所属部局・職名・連続先などをお書きください。>	問7. 学校司書の採用・募集に際して、応募者に求める資格は、現在以下のどれに該当しますか。 (複数回答可) 1 司書資格 2 司書補資格 3 司書教諭資格 4 教員免許 5 「学校司書のモデルカリキュラム(文部科学省)」の修了者 6 その他 ()
問13. 今後の大学(短期大学)における学校司書の養成に関して、何かご意見等がございましたら、お書き下さい。 (自由記述)	問 6. 学校司書の配置・身分・職務等に関して、貧団体は規則などで定めていますか。 1 はい 2 いいえ ※もし、該当する規則・要項があれば、お手数ですが、その写しを1都ご返送(ご同封)下さい。
1 はい 2 いいえ 門12. 中央教育審議会答申(2015年)において、「チーム学校」の重要性が指摘されました。学校司書に求める 資質能力は何でしょうか。(自由記述)	学校司書を全校配置している場合、動務形態は以下のどれ 専任 単任(複数校の学校図書館) (一人あたりの兼任校
1 教科等の指導に関する支援 2 特別活動の指導に関する支援 3 情報活用能力の育成に関する支援 4 舶内回覧・超外貸出 5 ガイダンス 6 情報サービス 7 読書推進活動 8 図書館資料の整理 9 無設・設備の整備 10 学校図書館は、児童・生徒の情報活用能力を育成する「情報センター」としての機能を有しています。学校司書に対して、コンピュータ利用を支援する職員(ICT支援員)と同じく、情報処理に関する専門 的知識・技能を求めますか。	学校司書の全校配置の施策を 学校司書を全校配置している 正規職員 非正規職員 (週 その他 (
 1 すでに応募資格として位置づけている 2 今後予定している 3 検討する予定なし 3 検討する予定なし 同 10.「学校図書創担当職員に求められる役割・職務及び賃貸能力の向上方策等について(報告)」(2014年3月 文部科学省)において、以下の順務が明確になりました。賃団体は、学校司書に対して、以下のうち、どれを重要拠されますか。(複数選択司) 	 □2. 所管する以下の校組において、学校司書を全校配置していますか。全校配置している校細がある場合、該当する選択肢をお選び下さい。 1 小学校 2 中学校 3 高等学校 4 特別支援学校 5 その他 (6 該当なし(配置なし)⇒ 「該当なし」の場合、問8~お進みください。
問8.「学校司書のモデルカリキュラム(文部科学省)」の科目内容等をご停知でしょうか。 1 はい 2 いいえ 1 明9. 今後、学校司書の採用・募集に際して、「学校司書のモデルカリキュラム(文部科学省)」の修了者(修 「見込みも含む)を応募資格として求めることを検討(予定)しているでしょうか。	学校司書に求められる役割・職務・資質能力等に関する調査 「本教育委員会、又は東京都特別区教育委員会用> ※本紙は質問用紙と回答用紙を兼ねています。質問は全部で13項目あります。本類をでは、辞令上の職名が「学校司書」ではない場合、それに相当する職に従事しているスタッフも「学校司書」の範疇に含みます。 問1. 貸団体名をご記入下さい。 例 ○○申取信委員会